

【日本語】

# 留学生のしおり

## Study Guidebook



★かならず<sup>よ</sup>読んでください。

Make sure to read all of this instructions.

★<sup>たいせつ</sup>大切に<sup>ほかん</sup>保管してください。

Please always keep this file while you are in Japan.

学籍番号 Student No.	氏名 Name

ABK

日本での生活諸注意	page
1. 在留カードと住民基本台帳制度	2
2. マイナンバー（個人番号）制度	3
3. 国民健康保険	4
4. 国民年金	5
5. ごみの捨て方	5
6. 自転車	8
7. アルバイト	10
8. 銀行口座	11
9. 不在連絡票	11
10. 一時帰国	12
11. 携帯電話	12
12. 飲酒と喫煙	12
13. 緊急時の対応	13
14. 禁止薬物について	13
15. 生活上の騒音	13
16. その他	13

学校の規則などについて	page
1. 学生証	14
2. 出席	14
3. 証明書の発行	15
4. 修了規定	16
5. 奨学金制度	16
6. 学校保険	17
7. 台風等による「暴風」時および地震発生時の授業	18
8. 登校禁止の伝染病	21
9. その他	21

登校許可書	23
-------	----

## 防災マップ

# 日本での生活諸注意

## 1. 在留カードと住民基本台帳制度

### 在留カード

日本に在留する中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されます。在留カードは日本での身分証明書の役割をもちますので、失くさないように大切に扱ってください。

在留カードに係る手続きには、手続きをしなければいけない期間があり、この期間内に定められた手続きをしない場合、罰金 20 万円等の罰則が適用されますので注意してください。

### 在留カードの常時携帯義務

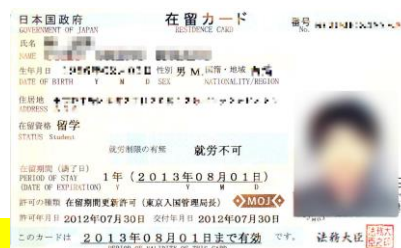
在留カードは常に持っていなければなりません。警察官に「在留カードを見せてください」と言われたら、提示する義務があります。不携帯や提示拒否した場合は、罰則の対象になります。

### もしなくしてしまったら

在留カードを紛失したり、盗難にあった時は、

- ①事務所に教えてください。
- ②警察に紛失届を出して紛失届出番号をもらってください。
- ③入国管理局で 14 日以内に再交付の申請をしてください。

**在留カードを作った時や変更した時は、必ず事務所へお持ちください。**



### 住民基本台帳制度

住民基本台帳への登録は、日本人と同様に、中長期にわたり日本に居住する外国人住民も対象となる手続きです。住居地が決まったら、在留カードを持って 14 日以内に市役所や区役所へ登録に行ってください。住民基本台帳には、氏名・生年月日・性別・住所等が記載され、住民票の作成など行政サービスの事務処理に使用されます。

### 住居地を移転した場合（引越しをしたら）

- ①引越しが決まったら「転出届」を居住地の区・市役所に提出し、転出証明書をもらいます。
  - ②引越し後 14 日以内に、新居住地の区・市役所に行き、転入の手続きをしてください。
- ※転出・転入の手続き時には必ず在留カードを持って行ってください。  
※国外に引越す際(本帰国する時)も、必ず転出届を提出してください。  
※在留カードの住所と実際の住所が一致していない場合、罰則の対象になります。

在留カードや保険証の貸し借りは法律で禁じられており、貸した人も借りた人も罰せられます。友人知人から頼まれても、決して貸し借りはしてはいけません。

### 所属機関が変わった場合

学校を卒業・退学する時にも、14 日以内に入国管理局（※区役所ではありません）に届出をする義務があります。届出用紙をお渡ししますので、事務所に来てください。

## 2. マイナンバー（個人番号）制度

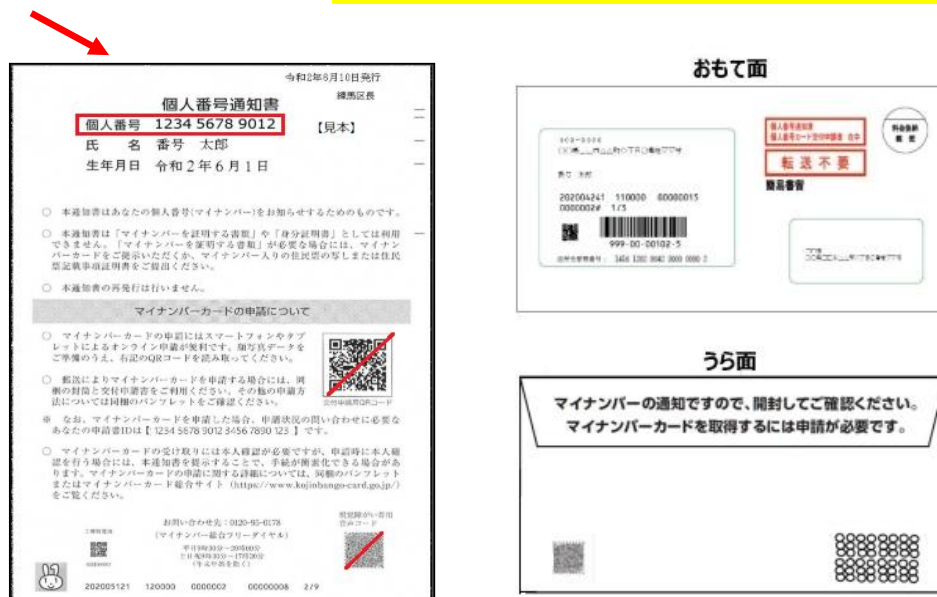
外国人留学生も含む住民票を有する全ての住民に1人1つのマイナンバー（個人番号）が作成されます。

### マイナンバーのお知らせ「個人番号通知書」

「個人番号通知書」は、住民の1人ひとりにマイナンバーを通知するものです。住民基本台帳の登録が終わってから順次、市区町村の役所から簡易書留にて郵送されます。

マイナンバーは、日本で生活する上でパスポートや在留カードと同様にとっても重要なものです。

「個人番号通知書」を受け取った後は、捨てたり紛失したりしないように大切に保管しましょう。



### マイナンバーが必要なとき

法令で定められた手続きのために、市区町村の役所や民間企業などへマイナンバーの告知が必要なことがあります。学生の場合、アルバイト先に告知が必要なときがあります。

一方、マイナンバーはとても大事な個人情報です。友人・知人等に自分のマイナンバーを教えることもしてはいけません。マイナンバーが不正に使われることが無いように取り扱いには十分に気をつけましょう。

### 「マイナンバーカード」

マイナンバーが記載された顔写真付のカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービスなどに利用できます。「個人番号通知書」とともに送付される「個人番号カード交付申請書」により申請するとマイナンバーカードを作ることができます。ただし、マイナンバーカードの申請は義務ではありません。必要がなければ、カードを申請しなくても問題ありません。



### 3. 国民健康保険

#### 国民健康保険は全員加入

住民基本台帳制度への登録がおわったら、同じ区・市役所の国民健康保険課で「国民健康保険」に加入しなければなりません。日本は「国民皆保険制度」をとっています。加入者の収入に応じてお金を出し合う相互扶助制度です。

注意：日本に在住する家族が社会保険に加入している場合は、事務所に相談してください。

#### 健康保険は病気の時への保障

もし健康保険に加入していないと、虫垂炎のように比較的軽い病気で1週間くらい入院・手術となっても、数十万円の費用がかかります。留学生にとって入院・加療の費用負担は、留學生活の基盤を根底から脅かすことになるでしょう。したがって健康保険制度は、病気の時の経済的負担を最低限度でおさえるための保障制度でもあります。

国民健康保険被保険証	
有効期限	平成 年 月 日
記号	45-99 番号 9999
氏名	東久留米 一郎
生年月日	昭和 年 月 日 性別 男
資格取得日	平成 年 月 日
交付年月日	平成 年 月 日
世帯主名	東久留米 太郎
住所	東京都東久留米市本町三丁目3番1号
保険者番号	**138453 保険者名 東久留米市 印
東京都東久留米市本町三丁目3番1号 電話番号 0424(70)7732	

#### 加入方法

登録場所：居住地域の区・市役所の国民健康保険課

- 必要な物：①在留カード  
②パスポート

#### 保険料の減額

昨年、収入のない人は、保険料の減免が受けられます。加入時に窓口で申し出てください。なお、次年度からは、前年度の収入により保険料が異なります。また収入がなかった場合は区役所や市役所の税務課に収入がなかったことを毎年申告する必要があります。

#### 保険料

納付書が年1回（文京区の場合7月中旬）送られてきます。支払期限までに、銀行、郵便局、コンビニまたは区・市役所の窓口で支払います。なお、保険料は地域によって異なりますが、減免が適用になった場合1年で12,000円程度です。保険料を支払わないと新たに保険証がもらえなかったり、有効期間が短くなったりすることがあります。また在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を行う場合に保険証の提示を求められます。

#### 引越しをしたら

- ①引越し前の区・市役所で転出届を提出した際に、古い保険証を返却してください。
- ②引越し先の区・市役所で転入届を提出した際に、新しい保険証を受け取ってください。

#### 保険の利用方法

病気で診療を受けるときは、医療機関の窓口で国民健康証を必ず提示してください。医療費の7割を国民健康保険が負担し、3割を自分で負担します。

**国民健康保険証を作ったとき、変更登録をしたとき、新しい保険証になったときは、必ず事務所にお持ちください。**

#### 帰国時の手続き

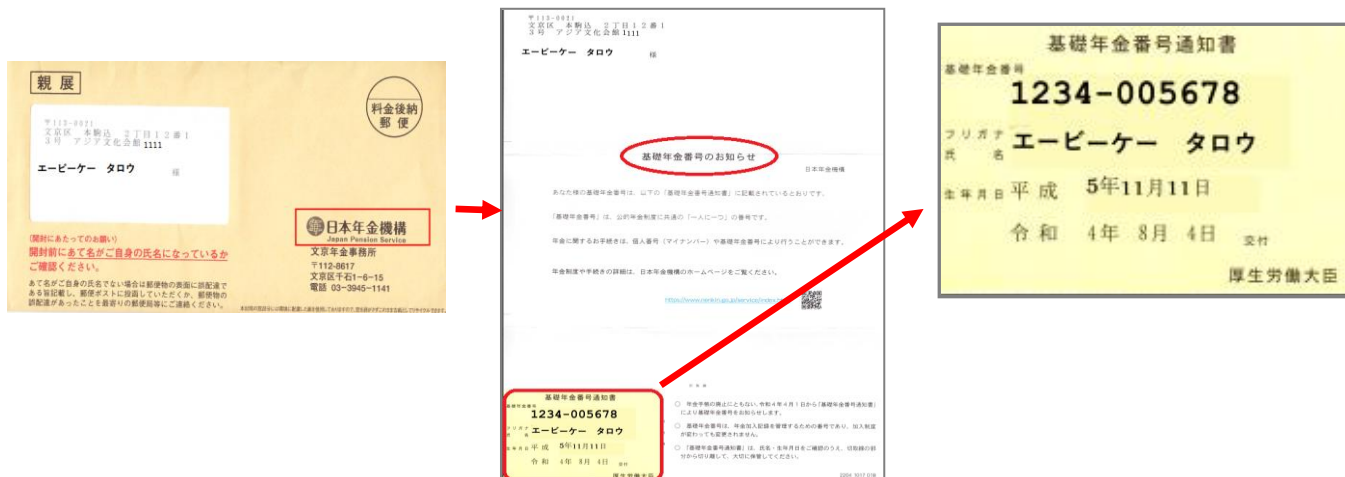
本国に帰国する時は、国民健康保険をやめる手続きと保険料の清算が必要です。一時帰国の場合は手続きする必要はありません。手続きは、居住する市区町村によって異なりますので、市区町村の国民健康保険課で確認をしてください。

## 4. 国民年金

国民年金は、老後や万が一障害者になったときなどに、個人の生活の安定が損なわれないように、社会全体で支え合う制度です。20才の誕生日を迎える方に市・区役所から「基礎年金番号通知書」が送られてきますので、「基礎年金番号通知書」は大事に保管してください。皆さんの場合は、費用の免除や減免申請をすることができる場合があります。免除や減免申請の方法は、それぞれ異なってきますので国民年金のお知らせや「基礎年金番号通知書」を受け取ったらすぐに事務所に

お知らせください。

### ▼基礎年金番号通知書▼



## 5. ごみの捨て方

外国から来た人と近隣の住民とのトラブルで最も多いのがゴミの捨て方です。「ごみなんて、どうやって捨てても同じ」と思っている人はいませんか？東京都では家庭から出るゴミは、すべて決められた方式で分け、決められた日時に、決められた場所に置かなければゴミ収集車が集めてくれません。この方式を守ることが、都市で生活する第一歩です。

### 5-1. 校内ゴミの分類

ABK 校内では、以下のように分別しています。学校内で出るゴミは、正しく分別しゴミ箱に捨ててください。ゴミをトイレや教室に置いたままにしないでください。

①可燃ゴミ→紙ごみ（紙くず、ビニールコート紙、ティッシュペーパー、残飯、割箸・つまようじ、紙容器、紙皿・紙コップ、茶殻・ティーバッグ、写真）

<p>かみ紙</p>	<p>し ビニールコート紙</p>	<p>かみざら かみ かみようき 紙皿・紙コップ・紙容器</p> <p>プラスチック・発泡スチロール容器 はプラスチックごみ</p>
<p>わりばし 割箸・つまようじ</p>	<p>ざんぱん 残飯</p>	<p>ちゃがら 茶殻・ティーバッグ</p>

②プラスチックゴミ→弁当箱・トレイ、ビニール袋、カップ麺容器、菓子袋、ペットボトルラベル、キャップ、プラスチック製文具、ストロー、スポンジ、発砲スチロール、プラスチック製容器 【注意】コンビニ弁当の残飯は可燃ごみ、弁当箱はプラスチックごみへ捨てます。

<p>べんとうぼこ 弁当箱・トレイ</p> 	<p>ぶくろ ビニール袋</p> 	<p>めんようき カップ麺容器</p> 	<p>かしぶくろ 菓子袋</p> 
<p>ペットボトルラベル</p> 	<p>キャップ・ふた</p> 	<p>プラスチック製文具</p> 	<p>使い捨てスプーン</p> 
<p>ストロー</p> 	<p>ウレタン・スポンジ</p> 	<p>はっばろ 発砲スチロール</p> 	<p>プラスチック・ビニール製 容器</p> 

③不燃ゴミ→ゴム、金属類、ガラス、陶器類、皮革製品、アルミホイル、CD・DVD

<p>ゴム</p> 	<p>きんぞくらしい 金属類</p> 	<p>ガラス</p> 	<p>とうじき 陶磁器</p> 
<p>ひかくせいひん 皮革製品</p> 	<p>アルミホイル</p> 	<p>CD、DVD</p> 	

④ペットボトル→中身を残さずトイレやシンクに流し、空にします。ラベルをはがし、キャップをとり、プラスチックゴミへ捨てます。

⑤カン→中身を残さずトイレやシンクに流し、空にします。

⑥ビン→中身を残さずトイレやシンクに流し、空にします。金属でできたキャップは、不燃ゴミへ捨てます。

ビン

カン

ペットボトル



キャップ・ラベルはプラスチックごみ

## 5-2. 家庭ゴミの分類

家庭ゴミの分類は地域によって多少異なります。文京区では次のように分別しています。

①可燃ゴミ→焼却に適したゴミ（生ごみ、紙、衣類、プラスチック、ビニール、ゴム等）。東京都の場合、半透明か透明のポリ袋に入れ、口元をしぼって出してください。



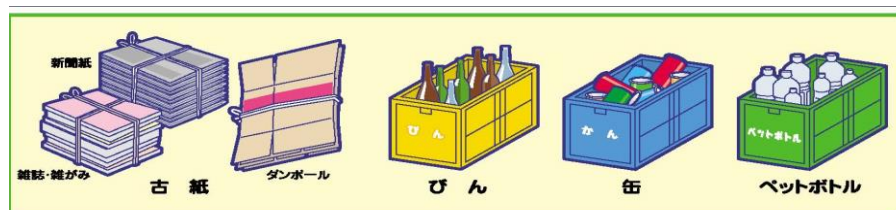
②不燃ゴミ→焼却に適さないゴミ（ガラス、陶磁器、電球等）。危険のない物は、中身が識別できる透明度の高い袋に入れて出してください。



③粗大ゴミ→大きなゴミ（家具、自転車等）を捨てる場合は清掃事務所に電話で申し込んでください。粗大ゴミの処理は有料です。



④資源ゴミ→リサイクルできるゴミ（古新聞、びん、かん等）。古新聞はひもでしばり、びんやかんは所定の容器に入れてください。





## ゴミの出し方

ゴミを出す曜日・時間・場所は、地域によって異なります。地域のゴミ集積所の看板で確認するか、近所の人に聞いてください。

### ☆注意

日本には「家電リサイクル法」という法律があります。これは、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機などの家電を捨てる時、購入した店で回収するという内容です。もし店の名前を忘れてしまったり、わからない場合は、地域の清掃事務所に連絡し古い家電を処理してもらいます。回収の費用は、テレビ1台で約2800円+運搬費です。

友人から古い家電を気軽にもらわないようにしてください。また捨ててある家電をまだ使えると思って持ち帰る事のないように気をつけてください。(捨ててある物でも「家電リサイクル法」の適用対象になります。またゴミの集積所から勝手に物を拾うと横領罪して罰せられる場合があります。)

## 6. 自転車

ABK駐輪場に自転車をとめたい場合は、学校事務所で登録してください。ABK駐輪場は数に限りがありますので、希望者が多い場合は抽選になります。抽選にはずれた場合も、区の有料駐輪場など合法的な駐輪スペースに止め、近隣の駐輪場に無断で駐輪することはしないでください。

### 放置自転車は拾ってはいけない

駅前や道路の隅に、まだ十分使える自転車が何日もそのまま置かれている光景をよく見かけます。しかしその自転車を拾って使ってはいけません。日本では、自転車は盗難防止のために登録制になっています。警察官に調べられた時、拾った自転車であることがわかると「自転車どろぼう」になってしまいます。

### 自転車を買ったら

自転車を買ったら、その自転車店で防犯登録をします。

### 自転車をもったら

友人から自転車をもらう時は、防犯登録がしてあるかどうか確認して、譲渡書と防犯登録の控えをもらうようにしてください。

譲渡書のサンプル→

譲渡書
20 年 月 日
私は _____ さんに自転車を譲渡します。
登録番号： _____
譲渡者氏名： _____
住所： _____
被譲渡者氏名： _____
住所： _____

## 自転車の事故が増えています

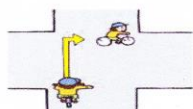
ABK でも自転車の事故が非常に増えています。

交通事故は被害者になっても加害者になっても留学生活によい影響をもたらしません。東京のような都市で自転車に乗ることの危険性を十分理解して自転車を利用してください。

自転車の2人乗り、夜間の無灯火、傘さし運転、携帯電話で話しながらの運転は交通規則違反になります。交通規則違反の場合、被害者であっても違反の責任を問われます。

## 自転車のルール例

### じてんしゃあんぜんりようごそく 自転車安全利用五則



1. じてんしゃは、しゃどうがげんそく、ほどうはれいがい  
自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. しゃどうはひだりがわ、つうこう  
車道は左側を通行
3. ほどうはほこうしゃゆうせん、しゃどうよ、じょこう  
歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. あんぜんルールをまもる  
安全ルールを守る
  - ◆ いんしゅうんでん・ふたりの、へいしん、きんし  
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ◆ やかん、てんとう  
夜間はライトを点灯
  - ◆ こうさてん、しんごうじゆんしゆ、いちじていし、あんぜんかくにん  
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. こどもはヘルメットを着用  
子どもはヘルメットを着用

### じてんしゃ かいせい 自転車ルールの改正

どうろこうつうほう かいせい ねん がついつちせこう  
道路交通法の改正（2008年6月1日施行）により、  
じてんしゃりよう つぎ とお  
自転車利用のルールは次の通りです。



1. じてんしゃ ほどう つうこう ばあい  
自転車が歩道を通行できる場合は一
  - ◆ 「ほどうつうこうか ひようしきとう」の標識等があるとき
  - ◆ うんでんしゃ、さいみまん、こ、さいいじょう、こうれいしゃ、しんたい、ふじゆう、かた  
運転者が13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な方
  - ◆ どうろこうじ、しゃどう、こうつう、じょうきょう、じてんしゃ、そうこう、てき  
道路工事など、車道や交通の状況から自転車走行に適さないとき
2. さいみまん、こ、じてんしゃ、じょうしゃ、ばあい、ほごしゃ、ちやくよう  
13歳未満の子どもが自転車に乗車する場合、保護者は、ヘルメットを着用させるよう  
つと  
努めなければなりません。

携帯電話を使用しながら自転車に乗ることや傘をさしながら自転車に乗ることも大変危険ですから行わないようにしましょう。



〔罰則〕 5万円以下の罰金

## 7. アルバイト

### アルバイトには許可が必要

「留学」「家族滞在」のビザは、原則的には働くことを禁止されている在留資格です。したがってアルバイトをするためには、入国管理局で「資格外活動許可」を取得しなければなりません。来日時に空港で「資格外活動許可」を取得しなかった学生で、来日後に「資格外活動許可」を取得したい場合は、入国管理局で申請してください。



### 申請方法

申請場所：入国管理局

必要な物：①資格外活動許可申請書 ②パスポート ③在留カード④学生証

入国管理局で、在留カードの裏に「資格外活動許可」のスタンプとパスポートに「資格外活動許可」のシールをもらった後、事務所に在留カードとパスポートを持ってきてください。スタンプとシールをコピーします。



### アルバイト報告書

<https://forms.gle/JHkcG1dbxpFJbUpJ6> (← GoogleForm →)

アルバイトを始める時、学校の事務所へ「アルバイト報告書」を提出してください。

新しいアルバイトを始める時は、もう一度書いてください。

2つアルバイトをするときは、2枚書いてください。

(2つ、3つのアルバイトをする人は、全部の時間を毎週計算してください。

計算はたいへんですから、1つのアルバイトのほうがいいです。)



### アルバイトの時間

「留学」の在留資格を持つ人が許可される資格外活動(アルバイト)は、**1週28時間以内**、(「留学」は夏休み・冬休み・春休みは1日8時間以内)です。

「家族滞在」の在留資格を持つ人が許可される資格外活動(アルバイト)は、**1週28時間以内**です。(夏休み・冬休み・春休みの期間も1週間28時間以内です。1日8時間働くことはできません。)

★**学業に影響があるため、ABKでは深夜業務(22:00~5:00)は禁止です。**

### アルバイトの業種

★**決められた時間内であっても、風俗営業関連の業種で働くことは厳しく禁止されています。**

こうした業種の店では、皿洗いや掃除でも、働くことが禁止されています。

★**宅配業務のアルバイト(Uber-EatsやDemaecanなどのデリバリー)は、法律により、留学生は就業できません。**

★「1日で3万円稼げます！」などの仕事はありません。

東京のアルバイトの相場は時給¥1,041~¥1,200くらいです。



**注意！決められた時間をオーバーしたり、禁止されている仕事をしたりすると...**

決められた時間をオーバーしたり、禁止されている仕事をすると、「資格外活動許可」を持っていても法律違反になり、場合によっては、入国管理局に収監されたり、退去強制と言って強制的に国に帰らされます。外国人を雇う場合、雇用主(店や会社)も報告をしますので、役所でみなさんの勤務状況は把握されます。入国管理局では、みなさんのアルバイトの場所や時間がわかります。

## 8. 銀行口座

銀行口座の開設には印鑑と住所が記載された在留カードが必要です。在留カードに住所が記載されるためには区役所で住民基本台帳登録手続きが必要です。早めに区役所での手続きを行ってください。

「ゆうちょ銀行」を開設するときは、自分で近くの郵便局へ行き手続きをしてください。

### ☆ゆうちょ銀行の海外送金について

外国の銀行からゆうちょ銀行の総合口座または振替口座あてに送金する場合、ゆうちょ銀行が指定した仲介銀行経由の米ドル建てまたはユーロ建てで送金します。また、送金銀行、送金の内容等により送金できない場合がありますので、現地の銀行で確認してください。

詳細については、下記のゆうちょ銀行ホームページでも確認できます。

<ゆうちょ銀行ホームページ>

日本語：[http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/kokusou/kj\\_sk\\_ks\\_gaikoku.html](http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/kokusou/kj_sk_ks_gaikoku.html)

英語：[http://www.jp-bank.japanpost.jp/en/djp/en\\_djp\\_index.html](http://www.jp-bank.japanpost.jp/en/djp/en_djp_index.html)

### ☆印鑑について

日本では銀行の取引や郵便物の受け取りだけでなく、日常生活や大学受験時等にも印鑑が必要です。印鑑は日本にいる間、ずっと使いますので大切に保存してください。なお印鑑は、木、石、プラスチック等の素材で作ります。印の面がゴムの物は使えませんので注意してください。

## 9. 不在連絡票

不在中に書留・EMS・荷物などが届いた場合、郵便局の方、配達業者の方は「ご不在連絡票」(郵便物等お預かりのお知らせ)をポストに入れて帰ります。下のようなものがポストに入っていたら、QRコードをスキャンしてインターネットでの申請、電話での申請等のどれかを選んで再配達してもらいましょう。一定期間内に申請しないと返送または廃棄されますので、ご注意ください。申請の仕方がわからない場合は、事務所に「ご不在連絡票」を持って来てください。申請を代行します。

【郵便局のご不在連絡票】



【ヤマト運輸のご不在連絡票】



## 10. 一時帰国

### 一時的に日本から離れる時

留学中に、休み期間などを利用して帰国する場合、  
出国時に有効なパスポートと在留カードを所持し、  
出国後1年以内または在留期限のどちらか早い日までに  
再入国する場合は「みなし再入国許可」の対象となり、  
「再入国許可」を取る必要はありません。  
出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

### 期限内に再入国しなければならない

「みなし再入国許可」は、1年以内または許可を受けた時点で所持していた在留期限内に戻ってこなければ無効になりますから、注意が必要です。  
なお、特別な理由がない限り、授業を休んで一時帰国することは認められません。  
特別な事情がある場合は、教員の許可をもらった後に学校指定の書式でご両親等からの理由書を提出してください（詳細は「2. 出席」の①公欠を見てください）。

## 11. 携帯電話

日本で生活するにあたって携帯電話を購入する人も多いと思います。しかし、それほど利用したつもりはないのに携帯電話会社から高額な料金を請求されるケースがあります。携帯電話の料金が高額になる原因としては国際電話・インターネット閲覧・音楽ファイル等のダウンロード・ゲーム等のアプリケーションの利用などがあり、これらを利用した場合は通信料金が非常に高額になります。また、機種によっては自動通信するものもあります。「情報料無料」となっている「通信料金」が別途発生しますので、利用するときは契約内容や料金プランに注意してください。  
なお携帯電話を他人に譲渡したり名義を貸したりすることは、犯罪に巻き込まれることもあるのでしてはいけません。また帰国時（一時帰国は除く）は解約手続きを忘れずにしましょう。

## 12. 飲酒と喫煙

日本国内で飲酒と喫煙が認められている年齢は満20歳以上です。未成年（満20歳未満）の飲酒と喫煙は法律で禁止されています。飲酒・喫煙が認められている場合でも適量を守るとともに他人に迷惑のかからないよう心掛けましょう。また喫煙できる場所が決められていますので、タバコは決められた場所でのみ喫煙してください。

また吸い殻もポイ捨てせず、吸い殻入れに捨てるなどマナーに注意しましょう

### 13. 緊急時の対応

**緊急時、まずは学校事務所またはアジア文化会館受付に連絡を！**

事件事故、急病などの場合には、すぐに事務所やアジア文化会館受付に連絡をしてください。

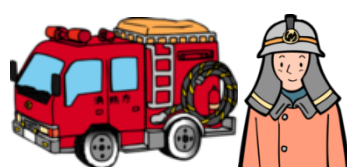
ABK 日本語コース事務所：03-3946-2171（9：00～17：00）※土日祝祭日を除く

ABK COLLEGE：03-6912-0756（9：00～17：00）※土日祝祭日を除く

アジア文化会館受付 ①03-3946-4121（平日9：00～19：00、土曜9：00～17：00）

②090-8729-9354（上記時間以外、緊急時のみ）

救急車・消防車【119番】



警察署【110番】



### 14. 禁止薬物について

皆さんは薬物乱用の違法性、恐ろしさを十分承知とは思いますが改めてその危険性について注意します。禁止薬物といわれるものは覚せい剤、大麻、違法・危険ドラッグなどがあります。現在、これらの薬物がこれまでに比べ容易に入手できる状況にあり乱用者の低年齢化も拡大しています。甘い言葉に誘惑されたりだまされたりしないよう、また、興味本位で服用することのないようにしてください。禁止薬物は持っているだけで厳しく罰せられます。禁止薬物は皆さんから皆さんの日本留学の目的すべてを失うことになるものです。決して手を出さないようにしてください。

### 15. 生活上の騒音

学生寮や集合住宅では、自分の部屋の音が上下階や隣室に伝わる場合があります。多少の生活音はお互いに我慢しなければいけませんが、ひどい騒音の場合はトラブルになります。

一般的には夜の9時を過ぎたら、できるだけ生活音を響かせないようにしましょう。友人同士で集まって話すことは楽しいものですが、話が弾んで気がつかないうちに大声になり、周囲の人に迷惑をかけることがあります。またテレビや音楽の音量、掃除機などの音にも気を配りましょう。特に、窓を開けることの多い夏の時期は、近隣の人の迷惑になりますので注意してください。

### 16. その他

周辺には、学校や公園、会社などの施設が多数あり、住んでいる人もたくさんいます。

みんなが安全に気持ちよく生活できるよう心配りをしましょう。

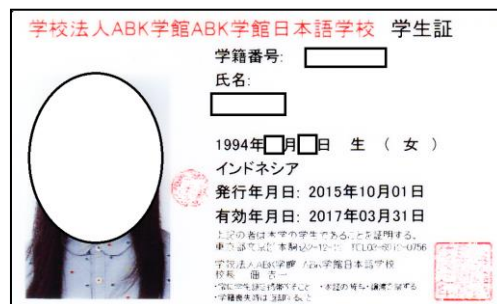
#### 歩行の妨げに注意

登校時、帰宅時、お昼を買いに行くときなど、他の人の歩行を妨げないように注意してください。友達同士で道に広がりながら歩いていると、他の人の迷惑になります。

## 学校の規則などについて

### 1. 学生証

学生証は、本学の学生としての身分を証明するものです。  
通学時はもちろんのこと、在留カードと同じく、紛失しないよう、常に携帯してください。（ABKに住んでいる学生も同様です）  
学生証は試験のとき、証明書の発行を受けるとき、その他身分を証明するときなどに必要になります。  
もし、紛失や破損した場合や記載事項に変更があった場合などは、事務所で再発行を受けてください。



### 2. 出席

#### 出席率とは

毎日毎時間ごとに先生が出席をとり記録します。

出席状況の悪い学生は、学習上の重大な支障が生じるだけではなく、専門学校・大学・大学院受験時並びに卒業後の保証は行ないません。さらに出席状況が悪い場合は、処罰の対象となります。大学等に進学後、ビザの期間更新をする際にも、日本語学校の出席証明書を入国管理局に提出する場合があります。出席率が悪いと期間更新が認められない場合もあります。

**注意！** 2016年に施行された新しい法律により、入国管理局による出席率の管理がさらに厳しくなり日本語学校は出席状況が悪い学生について毎月入国管理局に報告する義務がありますので注意してください。

#### 皆勤賞・精勤賞

年間を通して授業を欠席しなかった学生は皆勤賞、ほとんど欠席しなかった学生は精勤賞として修了式において表彰します。

#### 出席率が必要な場合

- ① 大学・大学院・専門学校出願
- ② 推薦入学の申込（出席率95%未満の学生は、申請できません）
- ③ 奨学金の申込（出席率95%未満の学生は、申請できません）
- ④ ビザの延長や変更
- ⑤ その他

#### 年間出席率の計算方法

$(\text{年間授業時間数} - \text{年間欠席時間数}) \div \text{年間授業時間数} \times 100$

## 遅刻・早退の扱い

遅刻または早退を3回すると、授業を1時間休んだこととなります。

20分以上の遅刻は欠席として扱います。

欠席する場合、朝（9：00～9：30に）、必ず電話で事務所に連絡してください。連絡できなかった場合でも、後日必ず理由を報告してください。ただし①のような理由で事前に担任に「公欠願い」を提出した場合は、「公欠」となり、欠席の扱いにはなりません。

「公欠願い」の用紙は担任にもらってください。

### ① 公欠

- ・ 大学院の指導教官との面接
- ・ 大学・大学院・専門学校・就職等の受験
- ・ ビザの期間更新・資格変更の手続き
- ・ 在留カードの手続き
- ・ 奨学金の面接
- ・ 忌引（証明する文書を提出してください）
- ・ 校長が特別に認めた行事等への参加（例. 出身校の卒業式出席等）



### ② 欠席にならない場合

- ・ 交通機関の遅れによる欠席、遅刻（交通機関から遅延証明書をもらってきてください）
- ・ 法定伝染病による出席停止（詳細は「8. 登校禁止の伝染病」を見てください）

### ③ 欠席になる場合

- ・ 病気、出産
- ・ 資格外活動許可の申請手続き
- ・ 大学・大学院・専門学校等の見学、願書取得
- ・ その他

## 3. 証明書の発行

各種証明書の発行は事務所でを行っています。所定の用紙に必要事項を記入し、担任の印をもらってから事務所へ申請してください。詳しくは事務所にお問い合わせください。



## 4. 修了規定

所定の課程を修了するには、学校が規定する条件をクリアする必要があります。

- ①全ての定期試験を受けていること。
- ②修了試験を受けていること。
- ③年間出席率が規定の出席率以上であること。



### ABK 日本語コース『大学進学準備課程 (Prep. Course 2)』の修了について

ABK 日本語コース『大学進学準備課程 (Prep. Course 2)』に在籍している学生で、大学学部 (Bachelor Degree) や専門学校 (Professional training college) に進学を予定している学生は、「大学進学準備課程」を「修了」することが必要です。「修了」するためには、以下の条件をクリアする必要があります。

- ①全ての定期試験を受けていること。
- ②修了試験を受けていること。
- ③年間出席率が規定の出席率以上であること。
- ④当該課程で必要とされている基礎科目を履修していること。
- ⑤成績が定められた基準以上であること。

当該課程の修了条件を満たさない場合は、「大学進学準備課程修了証書」を発行しませんので、当該課程に在籍していても、大学や専門学校では「入学資格なし」として、入学することができなくなります。また、当該課程の途中ではあっても、出席状況等により、当該課程の修了の見込みがない場合には、「修了見込み証明書」は発行しません。この場合には大学や専門学校の「受験資格なし」として、受験をすることもできなくなりますので、規則正しい出席や学習をたえず心がけてください。



## 5. 奨学金制度

年間でいくつかの奨学金制度を案内しています。それぞれ募集時期等が違いますので、案内がきたらクラスや掲示板でお知らせいたします。

## 6. 学校保険

注意：国民健康保険とは別の保険です

事件事故に遭ったときはすぐに学校に連絡をしてください。

学校では全学生を対象に学校保険に加入しています。みなさんが傷害事故または加害事故（賠償事故）を起こした場合に、規定の保険金が支払われます。事故に遭ってしまった場合にはすぐに事務所に連絡してください。

補償内容	保険金額・てん補限度額
救援者費用保険金(支払限度額)	1,000,000円
死亡・後遺障害保険金(最高)	1,000,000円
賠償責任保険金(一事故限度額)	50,000,000円

注意：

- ① 国民健康保険や社会保険とは別の保険です。学校保険に加入していても必ず国民健康保険または社会保険に加入する必要があります。
- ② 加害事故（賠償事故）を起こしてしまった場合には示談せずに必ず警察と学校に連絡してください。

## 7. 台風等による「暴風」時および地震発生時の授業

### 7-1. 台風等による「暴風」時の授業

台風の東京への接近によって、東京 23 区（東京 23 区東部または 23 区西部に発令された場合も同様です。）に『暴風警報』が気象庁から発令された場合、授業の取り扱いを以下の通りにします。当日の朝、気象庁の HP (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>) やテレビ報道で確認してください。

- ・ 午前 7 時の時点で『暴風警報』発令中の場合→午前中休講
- ・ 午前 10 時の時点で『暴風警報』が解除されず発令中の場合→午後も休講

#### [インターネットでの調べ方]

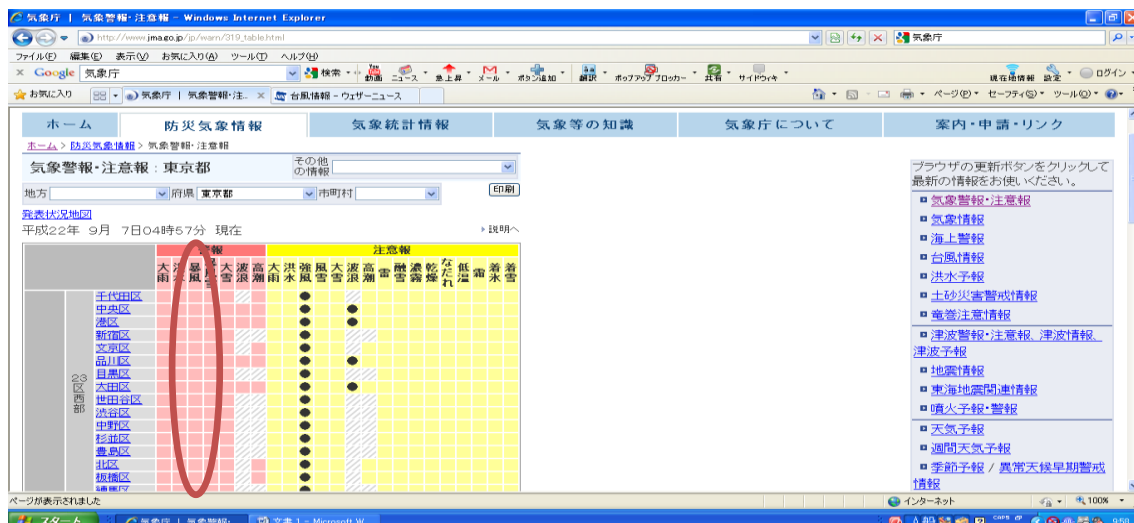
##### 1. 気象庁（きしょうちょう）のHPで「気象警報・注意報」をクリック



##### 2. 東京都をクリック



3. 東京 23 区内の「暴風警報」欄に印（●）があった場合は「暴風警報」が発令されていることを示します。



☆東京 23 区以外の地域に住んでいる場合は、その地域で「暴風警報」が発令されていれば無理に登校せず、上の基準にあわせてください。

## 7-2. 地震発生時の授業

東京 23 区内で、震度 5 (震度 5 弱または震度 5 強) 以上の地震が、前日午後 5 時から当日の授業開始前までに発生した場合、当日の午前授業、午後授業は休講とします。

当日の朝、気象庁の HP (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>) やテレビ報道で確認してください。なお、交通網の麻痺や地震の被害状況などにより、別途、校長判断により休講となる場合があります。

※日本の震度表示については次を参照してください。

## 日本の震度表示

日本では、国内 4,300 地点（2012 年現在）で観測された震度を 0～7 までの震度、10 段階で表示します。

震度	揺れの程度
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、危険を感じる。棚にある食器類や本が落ちることがある。安定していないものは倒れることがある。固定していない家具が移動することがある。
5 強	物につかまらなないと歩くことが難しい。重い家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。
6 弱	立っていることが困難になる。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。

## 8. 登校禁止の伝染病

次の伝染病に罹った場合は学校保険法により学校への出席ができません。

学校書式の「登校許可書」に医師からの許可を受けてから出席することができます。

「登校許可書」は23ページについていますので、コピーして病院の先生に渡し、記入してもらってください。

1. インフルエンザ（発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで）
2. 百日咳（特有の咳が消える、または五日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで）
3. 麻疹（解熱した後3日を経過するまで）
4. 流行性耳下腺炎（腫れが出た後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで）
5. 風疹（発疹が消失するまで）
6. 水痘（すべての発疹が痂皮化するまで）
7. 咽頭結膜熱（主要症状が消退後2日を経過するまで）
8. 結核、髄膜炎、菌性髄膜炎（医師によって伝染のおそれがないと認められるまで）
9. その他



## 9. その他

### 住所の変更について

来日後、引っ越しなどで住所が変わる場合は、「在留カードと住民基本台帳制度」のページでお知らせしたように在留カードの記載事項の変更や国民健康保険の変更などをしなければなりません。また学生証の再発行をしますので事務所にもお伝えください。学生証の再発行に必要なものは住所変更をした在留カードおよび国民健康保険証です。

またその他にも携帯電話の番号やアルバイト先、本国住所や電話番号なども変更があった場合は事務所にお知らせください。

### アジア文化会館 PC コーナー、ABK COLLEGE PC コーナー

ABK 日本語コース、ABK COLLEGE の学生および ABK 居住者のみ無料で利用できます。（平日 12:00～17:00 まで利用可能）PC コーナーでは飲食禁止、おしゃべりも控えてください。

プリンターを利用する時は、白黒プリント…1枚 10円、カラープリント…1枚 50円かかります。スキャナーは全ての PC で利用できます。

### 学籍番号

みなさんの情報は学生証に書いてある「学籍番号」によって管理しています。

証明書の申請、授業料の振込み、出席率の照会等、すべて学籍番号を利用してください。

### 教室

・授業中は携帯電話の電源を切ってください。授業中の通話も授業の妨げになります。授業に差しさわりがあると認められたときは、携帯電話を没収する場合があります。

・最後に教室から出る場合は、必ず電気、冷暖房のスイッチを消してください。節電にご協力ください。

・休み時間も貴重品を置いたまま教室を離れないでください。

・ゴミは所定の場所に捨ててください。特に机の中にゴミを入れないでください。

・教室内は禁煙です。タバコは灰皿があるところで吸ってください。

・放課後や休日は教室の利用はできません。



## トイレ

- ・すべて水洗トイレです。用を足したあとは必ず流してください。
- ・女子トイレの各個室にある汚物入れに、使った紙を捨てないでください。使った紙は水に流してください。

## 途中退学

やむを得ず卒業を待たず学校を退学しなければならなくなった場合は、できるだけ早く事務所に相談してください。

退学にあたっては以下の手続きがあります。

- ・ 退学届の提出
- ・ 学生証の返還
- ・ 書類発送票の記入（費用：1,500円が別途必要です）
- ・ 「活動機関に関する届出」の提出
- ・ その他

## ホームページ

ABK ホームページ [www.abk.or.jp](http://www.abk.or.jp)

ABK COLLEGE ホームページ [www.abk.ac.jp](http://www.abk.ac.jp)

ホームページからは、学校全般についてのさまざまな情報を得ることができます。

## 日本語学校事務所

分からないこと、心配なこと、不安なこと、一人で悩まず事務所に来てください。皆さんが安心して充実した留学生活を送れるように、積極的に支援し応援します。

- ・ ABK 日本語コース事務取扱時間      土曜・日曜・祝祭日を除く平日 9:00～17:00  
電話番号: 03-3946-2171    E-MAIL: nihongo@abk.or.jp
- ・ ABK COLLEGE 事務取扱時間          土曜・日曜・祝祭日を除く平日 9:00～17:00  
電話番号: 03-6912-0756    E-MAIL: info@abk.ac.jp

# 登校許可書

\_\_\_\_\_ 殿

クラス \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者は、下記の○印の学校伝染病が軽快しかつ学校保健法の基準により、伝染予防上支障がないと認めたので登校を許可します。

## 記

- 1 . インフルエンザ (発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで)
- 2 . 百日咳 (特有の咳が消える、または五日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで)
- 3 . 麻疹 (解熱した後3日を経過するまで)
- 4 . 流行性耳下腺炎 (腫れが出た後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで)
- 5 . 風疹 (発疹が消失するまで)
- 6 . 水痘 (すべての発疹が痂皮化するまで)
- 7 . 咽頭結膜熱 (主要症状が消退後2日を経過するまで)
- 8 . 結核、髄膜炎、菌性髄膜炎  
(医師によって伝染のおそれがないと認められるまで)
- 9 . その他 ( )

登校してはいけない期間 月 日 ~ 月 日

年 月 日

住 所

T E L

医師氏名

ⓐ



# ABK防災マップ ABK disaster prevention map

《地震などの災害が授業時間内だった場合》 In case of classhour

- ① 文京グリーンコートに各クラスごとに集合し、点呼  
Congregate each class at Bunkyo green court and make a muster
- ② 駕籠町小学校（避難所）に避難 Go to a place of refuge (Kagomachi elementary school)
- ③ 食糧調達が必要になったら、第九中学校（避難所）に移動  
If we need foods, change to another place of refuge (Daikyu junior high school)
- ④ 各避難所にいる時に、自治体から火災等による避難勧告が出た場合、六義園（避難場所）に移動 In case that Bunkyo ward advices to go out from a place of refuge because of fire or something else, we go to Rikugien (refuge area).

《地震などの災害が授業時間外だった場合》 In case of after school

上記の①はなしで、②以降へ続く。From ② same as above

